

令和3年第6回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：令和3年6月11日
午後2時30分～午後3時32分
場所：市役所 市民ホール

昭島市教育委員会

○教育長（山下秀男） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年昭島市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。それでは、早速ですが会議に入ります。

日程2、前回会議録の署名承認につきましては、すでに調整を終え、署名もいただいておりますので御了承願います。

次に、日程3、教育委員会会議規則第16条の規定に基づく本日の会議録署名委員につきましては、3番、石川委員、4番、氏井委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、日程4、教育長の報告であります。

3度目の緊急事態宣言が、今月の1日から20日までの期間で延長となりまして、昨日でちょうど半分と、10日間が経過をしたところであります。残すところ10日間、6月20日をもって解除できるのか否か、国や東京都、専門家の中からも予断を許さない状況との見方があるなど、今後の状況に注視をしまる必要があると考えてございます。

そうした中で各学校におきましては、感染防止対策に万全を期す中で、様々な工夫を施しながら切れ目なく教育活動を進めております。しかしながら、長引くコロナ禍にあって、児童・生徒、そして御家庭も教職員も、相当の疲れ、ストレス負荷がかかっております。とりわけ、子どもたちのストレス負荷につきましては、国立成育医療研究センターが5回にわたり、延べ7,000人以上の子どもたちに対して実施いたしましたアンケート調査の結果からも明らかとなっております。

この国立成育医療研究センターが5回目の調査報告書、これは87ページにも及ぶものなんですけれども、その巻末の「終わり」というところにあります文章を、一部読む形で御紹介をさせていただきたいと思っております。

「この1年間、子どもたちは、新型コロナウイルス感染症流行による影響をたくさん受けてきました。約1年前、2020年の春には長期の臨時休校がありました。日常的にマスクをつけ、ソーシャルディスタンスを意識しながらの生活が新しいスタンダードになりました。楽しみにしていた行事が中止となったり、今までと違う人間関係構築に戸惑ったりしたこともあったかもしれません。でも、アンケートには、「悪いことばかりでもなかった」、「今までに気づかなかったことに気づけてよかった」といった声も少なからず寄せられ、少しホッとするとともに、子どもたちのたくましさ、しなやかさに改めて驚かされました。一方で、強いストレス状態の遷延が伺われ、周囲が今すぐにも手を差し伸べる必要があると考えられる子どもたちも少なからずいるということもわかっています。子どものSOSはわかりづらいこともあります。周りの大人の方々には、ぜひ、これまで以上に子どもたちの様子をよく見て話しかけていただきたいと思います。すぐには心を開いてくれなくても、心配しているよ、気にかけているよというメッセージを伝え続けてください。そして、どうしたらよいかを一緒に考えていただけたらと思います。」という巻末の文章になってございます。

子どもたちのSOSはわかりづらいこともあると、これまで以上に子どもの様子をよく見て話しかける、これは本当に大切なことであると改めて思い寄せをしたところであります。

昭島市の教育委員会といたしましても、あらゆる機能を駆使して負担軽減を図れるよう鋭意努めてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に、学校行事についてであります。本日、後ほど報告がありますが、これまでの間、小学校6年生の日光移動教室、中学校の修学旅行など、日程変更を余儀なくされましたが、学校と事務局の緊密な連携のもと、迅速な調整対応が図られ、6月後半に移動教室を予定していた小学校も含めまして、7月以降の日程が無事確保されたところであります。今後、さらに緊急事態宣言の延長ということがないよう祈りますが、何が何でも本年度につきましては、移動教室も修学旅行も全校で実施できるよう鋭意対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催に伴います児童・生徒の観戦についてであります。先月も改めて観戦に関する都の意向調査が実施される旨、報告をさせていただきました。現状では観客の有無など、JOCも決定しておりませんので、現時点で詳しいことを申し上げられませんが、現在、東京都市教育長会を通じて東京都に対し疑問点などの照会をしているところであります。この回答の内容や、今後、示されるであろうJOCの決定事項等を総合的に勘案する中で、本市の方向を決めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

最後です。これも後ほど事務局から報告がありますが、令和3年第2回昭島市議会定例会についてであります。会期は、6月15日から7月2日での18日間となります。この日程で開催を予定しておりますので御承知おきいただきたいと存じます。

本日、私からは以上です。日程4の報告に関しまして、御意見等ございます方は御発言をいただきたいと思っております。なお、教育委員会の後援等名義の使用承認につきましては、前回の報告以降、本日もありませんでした。

いかがですか。

○委員（紅林由紀子） 御報告ありがとうございました。最初に教育長から読み上げていただきました成育医療センターの調査の終わりの文は本当に心に響くと言いますか、本当に、ここ1年半の大変な日々を思い返してしまったわけなんですけれども、ちょうど今朝の朝日新聞に、子どもたちの、やはり心の状態がなかなか大変なことになっているというような記事が載っておりまして、まあそうだろうなども、やはり子どもとか女性の自殺も増えているというような報告もありますし、不安なところもあるわけなんですけれども、昭島市では、このコロナ禍が始まって以来、休校明けから学校がスタートして、不登校の数が変化として、何かそういったような状態が見受けられるかどうか、あと保健室登校とか、保健室を利用する子どもの数とか、そういった点でどんなふうな状態になっているのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければというふうに思います。

○教育長（山下秀男） 私から、ちょっと雑駁になってしまいますけれども申し上げますと、明らかにコロナを背景とする不登校というのは、そんなに数はないというふうに承知しております。ただ、今までも不登校傾向にあった子どもたちが引き続き

というところが大半を占めているのかなど。ただ、さっきも申し上げましたけれども、今、本当に子どもたちのストレス負荷、疲弊というのは顕在化をこれからしてくると考えられると思いますし、それはまた不登校に繋がりやしないかというところが心配しているところでもあります。細かい統計的なデータについては、これからしっかりと取ってまた御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状ではコロナ禍にあって、それが原因で不登校にということはいくつか少ないというふうにとらえています。補足があればお願いしたいと思うんですけども。

○統括指導主事(佐々木光子) 不登校に関しましては、教育支援室を利用する児童・生徒もコロナによって極端に増えているという状況ではないことを御報告させていただきます。

○教育長(山下秀男) ではまた、改めてこれは、詳細については、次の機会をとらえて御報告させていただきます。ほかにございますか。

特にありませんか。よろしいでしょうか。

それでは以上で日程4を終わります。

次に、日程5、議事に入りたいと存じます。本日は、議案はございません。協議事項が1件、説明のある報告事項が8件、資料配布のみの報告事項が2件となっております。初めに、協議事項1「令和4年度昭島市立学校で使用する中学校社会科教科用図書の採択方法について」説明をお願いいたします。

○統括指導主事(佐々木光子) 「令和4年度昭島市立学校で使用する中学校社会科教科用図書の採択方法について」御説明いたします。

本年4月の教育委員会定例会において、来年度使用する中学校の教科用図書については、昨年度採択した教科用図書の使用期間が、令和3年度から令和6年度までの4年間であるため、今年度に使用する教科用図書と同一の教科用図書を、引き続き使用することを御報告しました。

しかしながら、中学校社会科(歴史的分野)の教科書会社1社が、令和元年度に実施された文部科学省の検定で不合格になったものの、指摘されたすべての箇所を修正し、令和2年度に再申請を行い、検定済教科用図書として認められました。

このことに伴い、昨年度に採択され、今年度から使用している中学校社会科教科用図書と、今回認められた検定済教科用図書を比較して、来年度から使用する教科用図書を改めて採択する必要が生じました。

本来であれば、中学校教科用図書選定資料作成委員会を設置するところですが、昨年度、委員会が作成した資料に、令和2年度に教科用図書と認められた教科用図書について、指導主事による調査結果を反映した選定資料を作成して教科用図書の採択を実施したいと考えております。

今後の日程ですが、令和3年8月20日に開催する教育委員会定例会におきまして、審議及び採択を行ってまいります。

以上、御説明した採択方法について、御協議いただきますようお願いいたします。

○教育長(山下秀男) 協議事項1について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお伺いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

それでは今、説明がなされたとおりとなりますのでよろしくお願いたします。協議事項ですので、本件は異議なく御承認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(山下秀男) それでは、本件は御承認をいただきました。

以上で協議事項1を終わります。

続きまして、報告事項に入ります。初めに報告事項1「新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言に係る昭島市立小中学校の対応について」事務局より説明をお願いいたします。

○指導課長(小林邦子) 報告事項1 「新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言に係る昭島市立小・中学校の対応について」御報告いたします。

報告資料1-1を御覧ください。

1、対応の経過でございますが、令和3年4月23日に国が緊急事態宣言を発出し、5月7日の延長、5月28日の再延長を受け、現在6月20日までを緊急事態宣言期間としております。本市におきましても、4月23日付通知「新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言に係る昭島市立小・中学校の今後の対応について」や保護者宛て通知等を発出し、国や東京都教育委員会の方針に基づき、緊急事態宣言期間の延長や再延長に伴う対応方針を各学校に示しながら、感染防止対策を徹底して学校の教育活動を継続しております。

2、小・中学校における現在の基本的な対応ですが、(1)学校運営や(2)児童・生徒に対する指導につきましては、三密の回避や、手洗いなど基本的感染症予防策の徹底と、感染症対策を講じてもなお、飛沫感染の可能性が高い学習活動は代替の活動を工夫するなど対策を行っております。また、水泳指導につきましては、文部科学省通知及び本市の通知「学校の水泳授業における感染症対策について」を基に、感染防止対策を十分講じた上で実施できるものとしております。

(3)学校行事につきましては、これまで、学校公開や学年を超えて一同に集まる行事などは、延期や開催方法の工夫を行ってまいりましたが、6月1日からは、換気の行き届いた場所で短時間に実施するなど、一定の条件を満たす場合には、実施できるものといたしました。中学校におきましては、感染防止対策を万全に講じた上で、6月第1週に4校が体育祭を実施したところです。

また、徒歩、または貸し切りバスなどで行う市内及び市内近郊の校外学習についても実施を認めております。

(4)宿泊行事につきましては、6月後半に6年の移動教室を予定していた小学校6校は7月以降に延期し、7月1日から7月3日まで修学旅行を予定していた中学校1校は、2学期に延期いたしました。いずれも年度内に実施できるよう調整を行ってまいります。

学校行事の変更につきましては、報告資料1-2にまとめておりますので御覧ください。

報告資料1-1に戻りまして、(5)部活動につきましては、6月1日から、大会等への参加を伴わない部活動についても、平日のみ保護者の同意を得て実施できるものとしたしました。大会への出場や大会に伴う練習は記載のとおりでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の流行の主体となっている変異株が、若年層にも感染のリスクが高く、重症化が懸念されていることを踏まえ、引き続き学校内外における感染防止対策を緩めることなく徹底し、熱中症事故の未然防止も行いながら、安全・安心に配慮した教育活動を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○教育長(山下秀男) 報告事項1について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員(白川宗昭) どうもありがとうございます。全般的に一生懸命まとめられておりますし、言うところはございませんけれども、二三、質問をさせていただきたいと思います。

まず、水泳の授業における感染症対策についてと、十分に対策を講じたうえで、行っていくというんですけれども、具体的にはどのぐらいのことをやっているのかなというのをちょっと知りたかったというのが一つございます。

それからもう一つは、この間、私も朝日新聞でちょっと見たんですけれども、今ここ何日か非常に暑くなってきておりまして、熱中症とマスクの関係のことです。この間、運動会もあったこともありますけれども、特に運動の時ですけれども、マスクをしていると本当に苦しくなってしまうと熱中症が起るリスクも非常に高まるんじゃないかと思うんですね。そういう中で、マスクについてどのように指導されているのか。新聞なんかによりますと、多少離れていればマスクを取っても大丈夫なんだよということが書いてありますけれども、はたしてどうかはわかりませんが、こういうふうにならぬように新型コロナ、新しい形が出てきてもいいわけですので、もうちょっときめ細かく、体操の時間にマスクをどういうふうにしているのかということをごめいただければありがたいと、そんなふうに思っているところです。その上で今までも体操の時間なんかはやっているかと思っておりますけれども、どんなふうに指導しているのか、あるいは子どもたちにおまかせして、取ってもいいですよ、つけてもいいですよ、みたいな形になっているような気がするんですけれども、その辺は一つの方向性を出してほしい。特に、上のほうの学年は、多少自分でわかると思うんですけれども、小さいお子さんは周りがしていれば、するだろうし、しなければ皆しないとか、一緒になって、くっついて話をしちゃったりとかいうようなこともあるかと思うんですね。こういうのを、いちいち先生がチェックしていくのは大変かなと思うけど、何かその辺をどのようになさっているのかなということが、ちょっと思った次第でございます。その2点お聞かせいただければと思います。

○指導課長（小林邦子） 1点目の水泳のことについてでございます。

水泳については、水泳の泳力だけではなくて水の中における危険防止について学ぶ機会ということを考えております。昨年度も中止にしておりますので、2年連続中止ということではなく、1学期中に水の中で学ぶ機会を実施するようということで学校には指導しております。

それから実施の目的や方法、感染症対策について、児童・生徒や保護者に説明をし、参加を見合わせる場合には配慮をすること。水遊びや水泳運動の心得については、先ほどの水の危険がありますので、見学等、参加を見合わせる児童・生徒にも必ず実施すること。指導にあたっては、児童・生徒の発達段階や泳力、人数などに応じて複数体制で行い、安全確保に努めること。密が起きないように、学級や学年など多くの人数にならないような時間割の工夫、指導計画の変更、プールに一斉に多くの人数の児童・生徒が入らないこと、不必要な会話や発声を行わないなどの指導をしております。また、水泳に参加する際に、検温や健康観察など健康状態を十分に把握して、体調がすぐれない場合には水泳授業への参加を見合わせる等のことをお話しているところです。

それから熱中症の指導についてでございます。体育の授業、運動部活動におけるマスクの着用の必要はないこと、児童・生徒がマスクを外すというよりも、指導者のほうでマスクを外しても感染のリスクが十分に下がるように間隔を2m程度取りましての運動の実施を原則とするということを伝えております。それから学校の行き帰りなどでも、距離を取って行く場合には必ずしもマスクの着用の必要がないことや、水分をこまめに補給すること。体育の授業実施や部活動などにおいても、水分、塩分の補給や休憩の励行、意図的にマスクを外して水分を補給する時間を取ることや、距離が取れない場合にも、会話を控えてマスクを外してよいこと、生命の安全が第一ですので、本人が周りの目を気にすることなく体調によってマスクを外してよいということ、すべての児童・生徒に対して指導するようお願いしております。

熱中症の通知以外にも注意喚起として定期的にメールなどで各学校に指導しているところです。以上でございます。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。非常にきめ細かく指導されているなというふうに感じた次第でございます。これからもぜひ一つ、効果が上がるようによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○委員（氏井初枝） 水泳指導のことにしまして、重ねてお尋ねをいたします。

各学校の取り組みは、学校便り等で知ることができたんですけども、今までは低・中・高で行っていたのを、密を避けるために各学年ごとに行うとか、あとは今年度は2回だけ行うとか、夏季休業中はやらないとか、学校によって書かれていることが、多少違いがあるんですが、基本的なところについては、昭島市は統一はされるけれども、あと詳細については各学校の実情に応じて柔軟な部分もあるというとらえ方でよろしいのでしょうか。

ある学校のお便りの中には、プールサイドまでマスクをしていく、マスクを外したら喋らないというようなことが書かれていた学校もあったんですけども、

プールサイドって、やっぱりどうしても水がかかったりするので、そういう所までマスクをしていくというのは、管理も先生方も御苦労だろうなということを感じました。以上でございます。

○指導課長（小林邦子） 大枠のところは、こちらから水泳授業における感染症対策の方針ということを示させていただいて、それに基づいて各学校で、児童・生徒数も異なりますので、それぞれの工夫をさせていただいているところでございます。ですので、プールサイドの所についても、見学をする際に2 m以上を保つことができるようにすることが望ましいといったような話はしているところでございます。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。ほかにもございますか。

○委員（紅林由紀子） 去年は水泳ができなくて、今年できるというのは子どもたちにとってもとても嬉しいことのように、登校中の子どもの様子を見ると、こんなに暑いですし、早くプールが始まらないかなみたいな声も聞きます。ですので、本当に安全対策をしっかりとっていただいて、やっぱり今年できるようにしていただけるのは本当にありがたいなというふうに思っているところで。

ただ、先ほどのプールサイドのマスクの問題は、やはり氏井委員がおっしゃったように、ちょっと難しいところがあるのかなと思うので、やってみて先生方もいろいろ工夫されていかれるとは思いますが、特にプールサイドは特に風があつたりもして、マスクが飛ばじやうとかいろいろなことが起こるかもしれないので、そこら辺はよく考えていただければというふうに思います。

あと、もう1点、更衣室の問題があると思ひまして、教室よりは更衣室って大抵狭いと思うので、そこで密にならないようなことを、もちろん先生方はお考えになっていらっしゃると思うのですが、換気の問題とかいろいろ、その点についても十分注意を払っていただければと思います。

あと、熱中症につきましては、運動の時とか、取ってもいいというふうなのは白川委員もおっしゃったように、なかなかそれでも皆、基本的にはずっとして、ここのところ、なかなか取るというのは、どうしようかなみたいになるお子さんもいらっしゃると思うので、本人に不安な気持ちがあつて、したいという子はしていてもいいのかもしれないのですが、やっぱり先生方がそこら辺は注意を払って、やっぱりこの時間は何分ぐらいだったから一度は外そうか、みたいな声かけをしてくださるとかいうふうな御指導をぜひともお願いしたいなというふうに思います。

登下校を、子どもたちの様子をちょっと見ている、うちの近所だけですが、やっぱり外している子は本当になくて、基本的に皆、真面目に、ここのところ朝暑いですが、必ずしている、なかなか取ってもいいよと言っても取れないというところはあるのかなと思うので、その辺の子どもの心理を想定してお声がけいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○指導課長（小林邦子） ありがとうございます。更衣室のことにつきましては、更衣

する場所を複数個所設けて小グループで利用できるようにということですか、定期的な喚気や密集した状態とならないような工夫について、各学校にお伝えしておりますので、また引き続き注意喚起を行ってまいります。

それからマスクのことについては、今、お話しいただきましたように、学校には定期的に一斉にマスクを外して休憩するような時間についてもお示ししているところですが、子どもたちの様子をよく見ていただくようお願いをいたしまして、引き続き、対策を講じてまいります。以上でございます。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項1を終わります。

次に、報告事項2「新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言延長後の公共施設の再開について」事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（塩野淑美） それでは、報告事項2「新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言再延長後の公共施設の再開について」御報告いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

令和3年4月25日より利用を休止いたしておりました、市内の公共施設につきまして、6月1日より、一部、個人で利用する学習室などの利用を再開いたしておりました。そうした中で、健康維持のために、公共施設の利用再開を望む声を多くいただきましたことから、お手元の資料に記載の施設につきまして、6月9日、水曜日より利用を再開いたしました。

再開する期間は、6月9日から、緊急事態宣言発出期間中の6月20日、日曜日までといたしておりましたが、20日以降の対応につきましては、引き続き、国及び東京都の動向を注視する中で、昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において検討いたしてまいります。

各施設の利用制限につきましては、利用時間を原則午後7時までとし、利用にあたっては、定員を施設定員の50%以内といたします。各施設におきましては、利用者の皆様へ手指の消毒や、マスクの着用など、感染対策の徹底をお願いするとともに、各施設の利用にあたっての対応につきましてはホームページ等で周知を図ってまいりたいと存じます。

利用を再開する屋内施設及び屋外施設につきましては、表のとおりでございます。

なお、市立小中学校の校庭・体育館などの、学校施設の一般開放につきましては、引き続き、利用を休止させていただきます。

開館時間の短縮など、利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の収束に向けましては、市民の皆様、一人ひとりの感染防止対策が大変重要であると考えております。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御報告は、以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項2についての説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので、以上で報告事項2を終わります。

次に、報告事項3「昭島市文化芸術振興基本計画策定検討委員会要綱の制定について」及び報告事項4「昭島市文化芸術振興基本計画策定庁内検討委員会要綱の制定について」は関連した報告であることから、事務局より一括して説明をお願いします。

○社会教育課長（塩野淑美） それでは、報告事項3「昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会要綱の制定について」御報告いたします。

本年度、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「昭島市文化芸術推進基本計画」を策定いたす予定でございます。この計画の策定にあたりまして「昭島市文化芸術推進基本計画策定検討委員会」を設置するため、本要綱を制定いたしました。

まず、第1条では設置の目的を、第2条では会議の所掌事項を定めております。

第3条では、組織について定め、公共的団体の関係者、学識経験のある者、公募市民のうちから、市長が委嘱する12人以内をもって組織するを定めております。

第4条では任期を、第5条では委員長及び副委員長の選任方法及び職務を、第6条では会議の招集について、第7条では意見聴取等を、第8条では守秘義務を定めております。

第9条では、委員会の庶務は企画政策課において処理することを定めております。

第10条では、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定めるといたしております。

附則として、この要綱は5月19日からの実施といたしております。

以上が、外部の策定検討委員会要綱の説明でございます。

続きまして、報告事項4、庁内の検討委員会となります、「昭島市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会要綱の制定について」御報告いたします。

まず、第1条では設置の目的を、第2条では会議の所掌事項を、第3条では、組織について定め、委員長、副委員長及び14人以内の委員をもって組織すること、委員長は政策担当部長の職にある者、副委員長は生涯学習部長の職にある者、委員は別表に掲げる職にある者と、公募による職員2名をもってあてることといたしております。

第4条では任期を、第5条では委員長及び副委員長の職務を、第6条では会議について定め、第7条では委員会の庶務は、企画政策課において処理することを定めております。

第8条では、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定めるといたしております。

附則として、この要綱は5月19日からの実施といたしております。

要綱についての説明は以上でございますが、本計画につきましては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携し、総合的に文化芸術の推進を図るための計画となります。策定にあたりましては、総合教育会議におきまして、市長との意見交換など、教育委員

の皆様にも御意見を頂戴いたしたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項3及び4の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので、報告事項3及び報告事項4を終わります。

次に、報告事項5「郷土資料室企画展「アキシマクジラ化石発見60周年記念事業」について」事務局より説明をお願いいたします。

○社会教育課長（塩野淑美） それでは、報告事項5「郷土資料室企画展「アキシマクジラ化石発見60周年記念事業」について」御説明いたします。

資料を御覧いただきたいと存じます。

昭和36年にアキシマクジラの化石が発見され、今年で60周年を迎えることを記念いたしまして、アキシマエンスにおきまして企画展示及び講演会などを実施いたします。

展示につきましては、郷土資料室におきましては7月13日より、シアターにつきましては7月24日より8月29日まで実施をいたします。

展示内容は、郷土資料室におきましては、アキシマクジラの全身骨格、海生哺乳類等の化石、発掘当時の写真などを展示いたします。

シアターにおきましては、アケボノゾウの切歯、幼体頭骨、葉類など、陸の化石標本や、足跡化石のレプリカを展示いたし、化石採取やクリーニング機材の展示及び実演と、電子顕微鏡で、微化石の観察等の実演も行います。

8月22日、日曜日には、午前10時30分より、アキシマクジラの論文の筆者である、群馬県立自然史博物館の木村学芸員をお招きして「アキシマクジラ講演会」と、木村学芸員と発見者、田島芳夫氏による「アキシマクジラ対談」を開催いたし、午後1時30分からは、木村学芸員による「子ども向け講演会」を開催いたします。

また、小学生を対象に、8月14日、15日、21日の3日間、「化石レプリカ作り教室」などの体験教室を実施いたします。

詳細につきましては、資料を御覧いただきたいと存じます。

以上、簡略な説明で恐縮でございますが、御報告させていただきます。

○教育長（山下秀男） 報告事項5の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 御説明ありがとうございました。この記念事業につきましては、大変魅力的な内容になっていると思います。小学生向けの体験教室とか、こういう化石好きの子どもにとっては、本当にわくわくするような教室だと思いますので、コロナとかで中止になってほしくないということを心から祈っています。

この講演会についてなんですけれども、子ども向けと対談という形で2本立て

にさせていただいて、ありがたいと思うんですけども、こういったものを、例えばオンライン、講演会とかユーチューブみたいな形で、もちろん申込制にして、もう少し定員数を増やして、あるいはなかなかこの時間にここには来られないけれども、やはり聞きたいみたいな方にも聞いていただけるような、そういったことをなさったらどうかというふうに、私個人的には思うんですけども、やはりこのコロナ禍で私もいろいろな講演会にオンラインとかで参加させていただいて、家にいながら、家の用事もしながらそういうものが勉強できるというのは、本当にこれは大きな宝物というか、一歩だなというふうに感じたものですから、例えば、御高齢であり遠くまで来られないけれども、アキシマクジラのことについてはこういうことがあるんだったら聞いてみたいというような方もいらっしゃるかもしれないので、そういった工夫をされてはいかがかなというふうに思うんですけども、それは難しいんでしょうか。

○社会教育課長（塩野淑美） オンラインですとか、ユーチューブでの動画配信ということで御意見をいただきました。現状ではそういった予定はございませんけれども、確かにコロナ禍ということもありまして、ユーチューブでの配信であったり、オンラインということが多く行われていると思います。会場に当日来られないですとか、そういう方にとっては行きたいんだけど来られない方にとっては、とてもいいことだと思っております。

今後、そういったことが可能かどうかというのは、こちらのほうで検討いたしまして考えていきたいと思っておりますので御了承いただきたいと思っております。

○委員（白川宗昭） 今、思ったんですけども、今、デジタル化とおっしゃいましたけれども、アーカイブで、ビデオで撮っておいて、あとでいつでも見られるような態勢にするということも考えていいんじゃないかと。同時配信ということは今、言われたかと思うんですけども、撮っておいて、あとで何かを押すとぱっとそれが出てきて聞けるとか、そういうことができるんじゃないかと思うんですけど、それもぜひ一つ検討いただきたいなと思います。

○社会教育課長（塩野淑美） 今、白川先生からいただいた御意見につきましては、こちらのほうで検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○教育長（山下秀男） ほかにございますか。

○委員（石川隆俊） 短い質問ですけども、このシアターの企画展示のところの、いろいろなものが出てきますけれども、2行目にかかるところの、葉類、葉っぱの類というのは、これは分類でどんな生き物になるんですか。

○教育長（山下秀男） では、白川委員。

○委員（白川宗昭） 詳しくありませんけど、シダ類とか珪化木といった、木の化石というんですかね、そういうものも出ているんです。葉類というのはそういうものを

言っています。

○委員（石川隆俊） あともう一つ、発見者の田島さんという方が、ここで話が聞けるといことは大変なあれですね、まだお元気なんですね。

○社会教育課長（塩野淑美） 発見者の田島芳夫さんですけども、親子で発見をされましたので、息子さんのほうは、まだ発見当時はお子さんになります。葉類ですけども、シダ類などですとかそういったものになります。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○教育長（山下秀男） よろしいですか。
ほかにございますか。よろしいですか。それでは以上で報告事項5を終わります。
次に、報告事項6「スポーツ推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（吉村久実） それでは、報告事項6「昭島市スポーツ推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について」御説明いたします。

この要綱は、現行のスポーツ推進計画が本年度末をもって計画期間が満了することに伴い、第2次のスポーツ推進計画を策定する必要があることから、この要綱を制定するものでございます。なお、本検討委員会のほかに、「昭島市スポーツ推進計画策定検討委員会」もございしますが、こちらの要綱につきましては、平成27年に制定が済んでおります。

まず、第1条では設置の目的を、第2条では会議の所掌事項を、第3条では、組織について定め、委員長、副委員長及び10人以内の委員をもって組織すること、委員長は生涯学習部長の職にある者、副委員長は保健福祉部長の職にある者、委員は別表に掲げる職にあるものと公募による職員2名をもって充てることといたしております。

第4条では任期を、第5条では委員長及び副委員長の職務を、第6条では会議について定め、第7条では委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理することを定めております。

第8条では、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定めるといたしております。

附則として、この要綱は6月10日からの実施といたしております。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項6の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項6を終わります。

次に、報告事項7「昭島市体育協会の一般社団法人化について」事務局より説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（吉村久実） それでは、報告事項 7、昭島市体育協会の一般社団法人化につきまして御報告いたします。

昭島市ではこれまで、昭島市体育協会が昭和 29 年の創立以来、昭島市の地域スポーツの振興に貢献していただいております。一方で、都内 20 市のスポーツ振興団体は、社団法人や NPO 法人として活動し、地域スポーツの振興に寄与されています。

このような状況の中、昭島市体育協会は、地域スポーツの発展及びスポーツ団体体制の強化、活動の活性化を目的として、平成 28 年度より法人化に向けた検討を進めてきました。

このたび、創立以来 67 年の歴史に幕を閉じ、一般社団法人を設立することとなりました。法人化されることにより活動範囲がさらに拡大し、これからの昭島市のスポーツ・レクリエーション活動がますます盛んになることが期待されます。

名称は、「一般社団法人 昭島市スポーツ協会」、設立日は、令和 3 年 7 月 1 日、以上のことを 6 月 6 日に、書面での開催ではございますが、昭島市体育協会評議委員会、総会になります、において協会の開催を書面表決で決定。同日、同じく書面開催での昭島市スポーツ協会設立総会において一般社団法人化を同じく書面表決で決議されました。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、御報告いたします。

○教育長（山下秀男） 報告事項 7 の説明が終わりました、本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですので、以上で報告事項 7 を終わります。

次に、報告事項 8 「昭島市議会令和 3 年第 2 回定例会の日程について」事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項 8 「昭島市議会令和 3 年第 2 回定例会の日程について」御報告いたします。

報告資料 8 を御覧ください。令和 3 年第 2 回定例会の日程についてでございますが、6 月 15 日から 7 月 2 日までの 18 日間の会期で開催されます。6 月 15 日から 18 日までの前半の本会議では 4 日間にわたり、17 人の議員から一般質問が行われます。通告では、学校教育部は 6 人、生涯学習部は 1 人の議員から質問がございます。

本会議後は、22 日に補正予算審査特別委員会、24 日に厚生文教委員会、厚生文教委員協議会が行われ、7 月 2 日の本会議最終日の各委員会審査報告後に採決が行われる予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長（山下秀男） 報告事項 8 の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですね。それでは以上で報告事項 8 を終わります。

これもちまして、説明のある報告事項はすべて終了をいたしました。次の報

告事項9「昭島市民図書館主催事業について」及び報告事項10「郷土資料室企画展 日本 of KIREI」の2件につきましては、資料配布のみとさせていただいておりますが、この2件に関して御意見などございましたら、この場で御発言をお願いしたいと存じます。また、ここまで全体を通しまして、委員の皆様方から何かございましたら御発言をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 報告事項9について、1点お尋ねしたいことがあるんですけども、3の、多文化講座「絵本からはじめる英語多読」という内容が非常に興味深いんですけども、ちょっとこの後者の先生のことを存じ上げているということもあるんですけども、子どもでもわかりやすい内容としているため、対象を幼児からとしていますというふうにあります、実際のところ、幼児から本当に小学生、中学生、高校生、大学生、大人まで本当にどの年齢でもいいという内容なんですか。

○市民図書館管理課長（磯村義人） この英語の多読でございますけれども、旧の市民図書館、東中神の時代から、平成28年ごろから多読の資料の収集を始めまして、これは欧米のほうでも確立された資料でございます、対象年齢も本当に就学前から高校生等に至るまでレベルも多岐にわたります、本市でも数百冊の所蔵がございますので対象年齢というのはこれで問題ないかというふうに考えてございます。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（山下秀男） それでは、あとはよろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょうどここに「日本 of KIREI」という、ここにはおそらく昭島の水というものがかなりテーマになるんだろうと思いますが、何か私の聞くところ、この東京都でも地下水を使っているところは極めて限られていて、当市とどこでしたかね、その辺を一つちょっと教えていただけますか。

○社会教育課長（塩野淑美） 地下水でございますけれども、深層の地下水を使っているのは昭島市、100%の地下水というのは昭島市のみでございます。

期間中の7月3日に開催されます、特別セミナーというイベントですけれども、こちらの写真のほうにもございますとおり、白川先生とあと文化財保護審議会の委員さんであります新谷先生、あとSDGSのお話をされる二ノ宮リムさち先生、こちらの方は社会教育委員さんをされているんですけども、こちらの方で、水をテーマということで、白川先生と新谷先生にはお話をさせていただくことになっております。

以上でございます。

○教育長（山下秀男） 地下水を今、使っているという所は、昭島市と羽村市、昭島市は深層地下水ということで、20本の深井戸が市内にございまして、その大体150m

から 200m ぐらいの所から水を取水をして、各御家庭や事業所のほうに供給をしているんですね。羽村市のほうは浅層地下水、浅井戸で、河川水と混合で取水をしております、それを御家庭のほうに供給をしていると。深層地下水 100%供給しているのは昭島市しかないということですね、都内ではですね。そういったこともありますよね、この「日本の KIREI」の中では紹介なんかがあります。

○社会教育課長（塩野淑美） パネル展示を 30 枚弱、展示をするんですけども、そちらの中で、水であったり環境であったりというところで、そこの中で紹介をさせていただきます。

○教育長（山下秀男） ということで、多くの方に足を運んでいただきたい、白川委員も御協力をいただく中で開催されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますか。

特にないようですので、最後に「その他」にまいりたいと思ひます。次回の教育委員会定例会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の、令和 3 年第 7 回教育委員会定例会は、令和 3 年 7 月 15 日、木曜日、午後 2 時 30 分より市役所市民ホールにおいて開催いたします。

○教育長（山下秀男） 次回、第 7 回定例会につきましては、来月 15 日の木曜日、午後 2 時 30 分から市役所 1 階市民ホール、この会場において開催をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。令和 3 年昭島市教育委員会第 6 回定例会をこれにて閉会といたします。本日はありがとうございました。

以上

年 月 日

署名委員

3 番 委 員

4 番 委 員

調 整 担 当